

令和 7 年 8 月豪雨に関する「家屋等被害認定調査」の 申請受付についてのお知らせ

8 月 10 日（日）から 11 日（月）にかけての大雨等の災害により被災した家屋等に関する「家屋等被害認定調査」申請の受付を、令和 7 年 8 月 13 日（水）から開始しています。

■ 家屋等被害認定調査とは

「家屋等被害認定調査」とは、町職員が被災した家屋等について現地にて被害調査を行って被害の程度を判定し、判定結果を証明するものです。判定結果に関する証明書は、「災害救助法」や「被災者生活再建支援法」による公的支援、税の減免、保険金等の手続きを受けるために必要となる場合があります。

■ 受付時間および場所

○申請受付 平日午前 9 時から午後 5 時まで

○受付場所 甲佐町役場 ギャラリーモール 特設受付窓口

※申請を受理后に、随時、被害認定調査を行います。

※被害判定が終了しましたら、申請から 10 日を目途に証明書を郵送します。

■ 申請時のお願い

○現地調査については、申請受付の際に日程調整等についてご案内いたします。

○被災した状況が分かる写真等をお持ちの場合は、申請時にご準備のうえ手続きをしてください。（携帯電話やスマートフォン等で撮影した画像については、現像せずにそのままお持ちいただいて構いません）

住まいが被害を受けたとき 最初にする事

災害で住まいが被害を受けたときは、あまりのショックに、何から手を付けたらいいか分からなくなるかもしれません。被災者の方々が一日も早く日常の生活を取り戻せるように、行政も様々な支援に動き出します。それらの支援も受けながら、一歩ずつ再建を進めていきましょう。その支援を受けるためにも、被害状況を写真で撮るようお願いします。

家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市町村から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。

ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。
※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさが良くわかります。

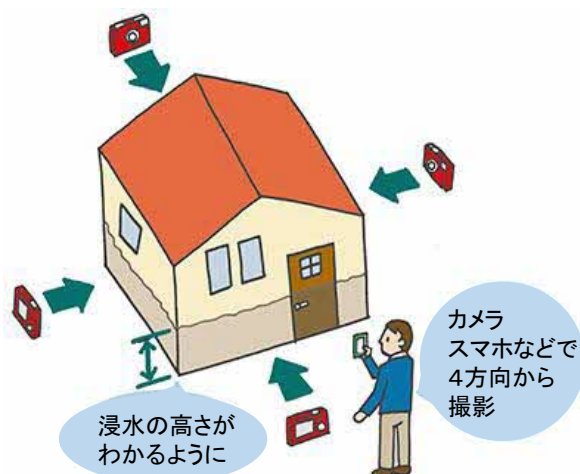
家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、
①被災した部屋ごとの全景写真
②被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。

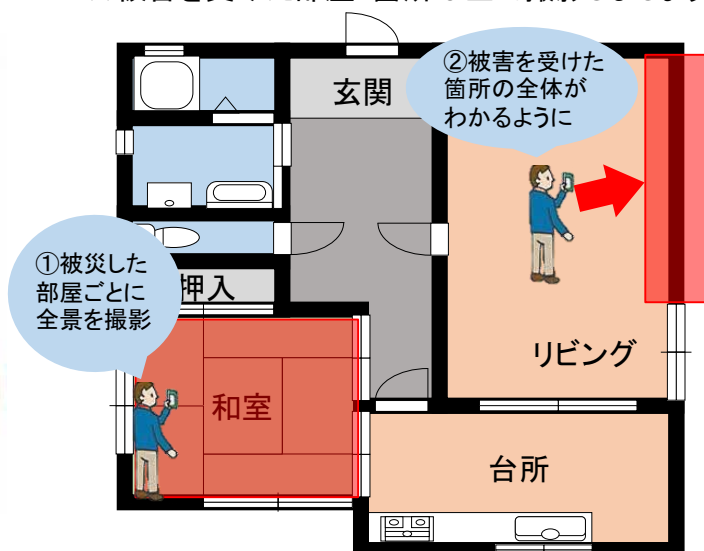
＜想定される撮影箇所＞

内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など

＜イメージ図＞



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



内閣府